

ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

地域に若者が定住し、活力ある地方創生を実現していくためには、デジタル技術を活用した産業の創出、生活インフラの確保、暮らしの質の向上が重要であり、このための基盤として、光ファイバ等を基盤とするブロードバンドサービスが不可欠です。

中山間地域等においては、これまでの国庫補助を活用してもなお、整備が困難な地域が残っており、今後、「誰一人取り残さないデジタル化」を推進していくためには、現在国で検討されているユニバーサルサービスについても全国にあまねく高度な通信環境が提供されるよう、そうした地域に配慮した制度にする必要があります。

【政策提言の具体的内容】

ユニバーサルサービス交付金の対象経費の拡充

光ファイバ等の超高速ブロードバンドの持続的な維持（伝送速度や通信の安定性等を向上させるために行う光ファイバ網の高度化等）に加え、極めて不利な地理的・財政的条件にある地域について、「整備費」も費用負担の対象経費とすること。

仮に整備費が対象外となる場合でも、未整備地域の解消に向けた国による支援策（地方財政措置を含む）を引き続き講じるとともに、無線ブロードバンドによる整備等の当面の代替案も検討すること。

条件不利地域への配慮

当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分（補てん割合）については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

【政策提言の理由】

ユニバーサルサービス化における支援対象として、ブロードバンドの「整備」については、国費を含めた補助事業（高度無線環境整備推進事業等）で進められていることから、「維持を対象とすることを基本とすべき」との方針が総務省から示されています。

本県内9市町においても、国の令和2年度補正予算等を活用することにより、光ファイバの整備が進んだところであり、この方針を一定程度、理解しているところです。

しかし、極めて不利な地理的・財政的条件にある地域（大川村、仁淀川町等）では、このような財政支援が講じられてもなお、採算性や補助対象外経費の捻出が困難等の理由で、断念せざるを得なかったケースが見られます。また、このような地域においては、携帯電話の不感地域も多いことから、無線による通信サービスも十分ではありません。

そのため、通信環境を享受できる都市部への人口流出がますます進み、一方で、通信環境が整っていないことが移住の促進において極めて不利な条件となることから、地域間の経済格差が不可逆的に拡大し、地方創生に逆行するおそれがあります。

政府がデジタル社会形成基本法案の基本理念として掲げる「誰一人取り残さないデジタル化」の実現のためには、地域の実情に合わせた整備及び維持管理が行えるように手厚い補助金制度や地方財政措置、ユニバーサルサービス制度とする必要があります。

また、コロナ禍において急速に普及したテレワークや、取組が進展した遠隔教育、遠隔医療などは、これからの「新たな日常」の中で、ますます活用の拡大や多様化が進んでいくと見込まれます。一方、現在の光ファイバ網の性能では、通信量の増大等に対応できなくなることが懸念され、通信設備の高度化が必要です。

【高知県担当課】 総務部デジタル政策課

ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充

政策提言の要旨

活力ある地方創生の実現には、光ファイバ等を基盤とするブロードバンドサービス（BB）が不可欠
「誰一人取り残さないデジタル化」の推進には、中山間地域等に配慮したユニバーサルサービス制度が必要

提言 1

BB交付金の対象経費の拡充

現状と課題

国の方針

BBのユニバーサルサービス化は、

「維持」を対象とすることを基本とすべき

(R2.11.25)

本県の現状

「整備」は補助事業で進めることは理解
(県内9市町も国の令和2年度補正予算等を活用し整備)

しかし・・・

極めて不利な地理的・財政的条件にある地域では、採算性や補助対象外経費の捻出が困難等との理由で、断念せざるを得ないケースがある(大川村、仁淀川町など)

携帯電話の不感地域も多く、無線による通信サービスも不十分

提言 2

条件不利地域への配慮

地方創生・新たな日常へ向けて

通信環境の整う都市部との格差拡大への懸念

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の通信需要の増大への対応が必要

維持（高度化を含む）に加え、極めて不利な地理的・財政的条件にある地域について、「整備費」も費用負担の対象経費とすること

仮に整備費が対象外となる場合でも未整備地域の解消に向けた国による支援策（地方財政措置を含む）を引き続き講じるとともに、無線BBによる整備等の当面の代替案も検討すること

BB交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分（補てん割合）については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること